

1 福祉のまちづくり条例の概要

1-1 福祉のまちづくり条例の概要

高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、本県では全国に先駆けて平成4年に「福祉のまちづくり条例」を制定し、平成5年から施行している。

条例では福祉・教育施設や公共施設、住宅等の整備基準を定め、施設のバリアフリー化や高齢者等に配慮した住宅整備の促進を図っている。

■ 高齢者や障害者に配慮した施設の整備

1 特定施設の整備

- 福祉施設、店舗、駅、公園などの特定施設を新・改築等する場合は「特定施設整備基準」を遵守しなければならない。
- 特定施設を新・改築等する場合は、事前に市町へ届け出なければならない。（小規模購買施設等も同様）

2 小規模購買施設等の施設の整備

- 用途面積が100平方メートル未満の店舗など生活に密着した身近な施設〔小規模購買施設等の施設〕は、「小規模購買施設等整備基準」に適合するよう努めなければならない。

3 公共車両の整備

- 鉄道車両や路線バスは、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

4 住宅の整備

- すべての住宅は、「住宅整備基準」に基づいて整備に努めなければならない。
- 1棟あたり21戸以上の共同住宅を建築する場合は、事前に市町へ届け出なければならない。

■ 条例の対象施設

◆特定施設

- ・公益的施設 社会福祉・医療・教育文化施設、官公庁、駅、100㎡以上の店舗等
- ・公共施設 道路、公園等
- ・共同住宅等 21戸以上の共同住宅、3,000㎡以上の事務所等

◆小規模購買施設等

- ・100㎡未満の物品販売店舗・飲食店等

◆住宅等

- ・戸建て・長屋住宅、共同住宅の専用部分

■ 主な整備基準

(箇所)

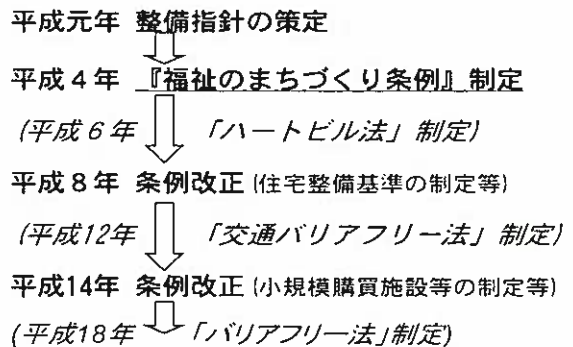
(整備基準)

- ◆敷地内通路 視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の解消 等
- ◆外部出入口 幅員の確保 等
- ◆廊下 幅員の確保 等
- ◆階段 手すりの設置 等
- ◆エレベーター かごの大きさの確保 等
- ◆便所 車いすで利用できる便所の設置 等
- ◆駐車場 車いす利用者用区画の設置 等

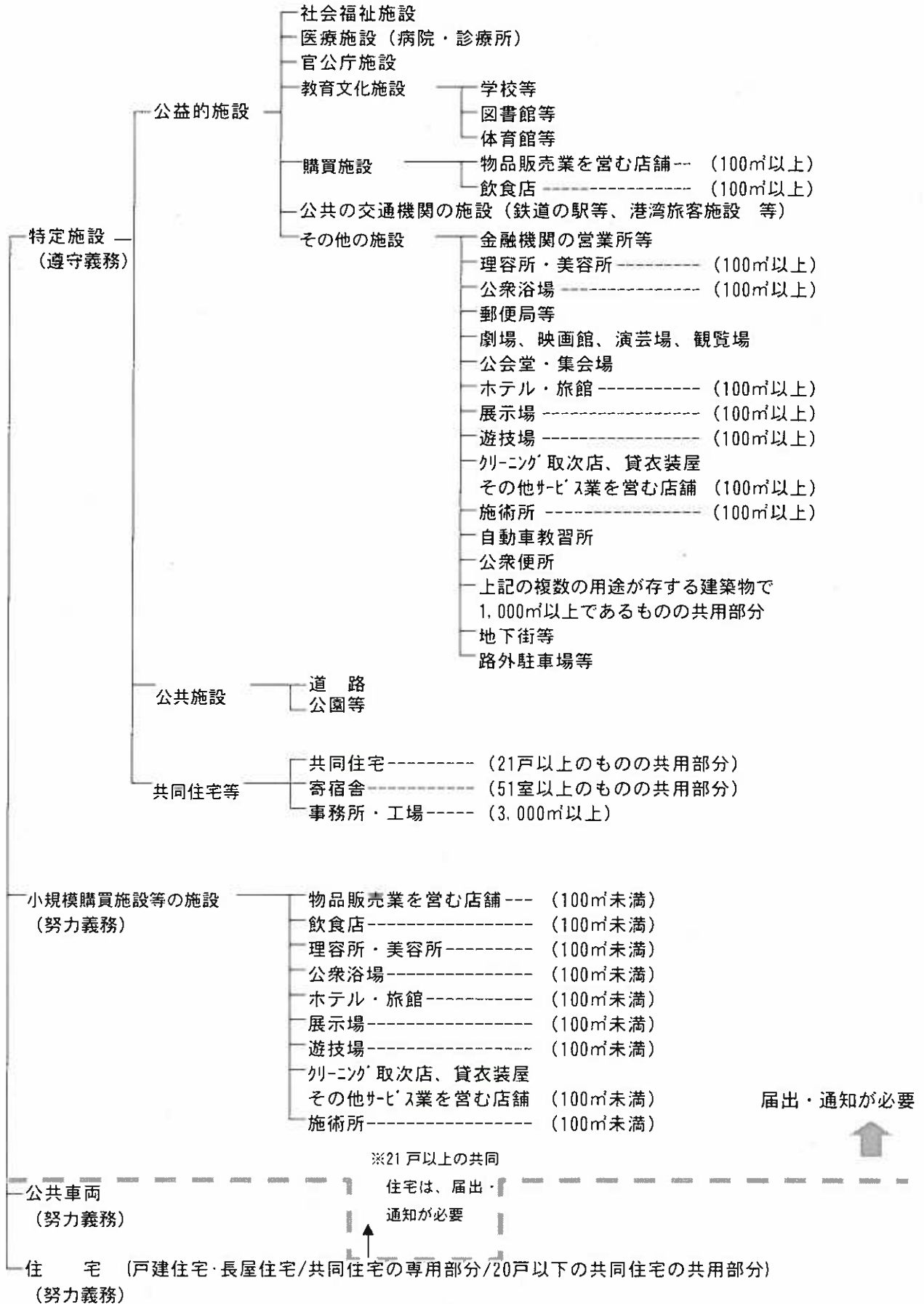
■ 条例の仕組み

	特定施設	小規模購買施設等・住宅
整備基準適合	遵守義務	努力義務
建築届出	○	○(住宅は共同住宅のみ)
工事完了届出	○	○
県の指導・助言	○	○(住宅は共同住宅・供給事業者のみ)
県の検査・適合証交付	○	○
県の勧告・公表	○	○
県の報告徴収	○	○(住宅は供給事業者のみ)
整備計画提出	○(公益的施設・公共施設のみ)	○

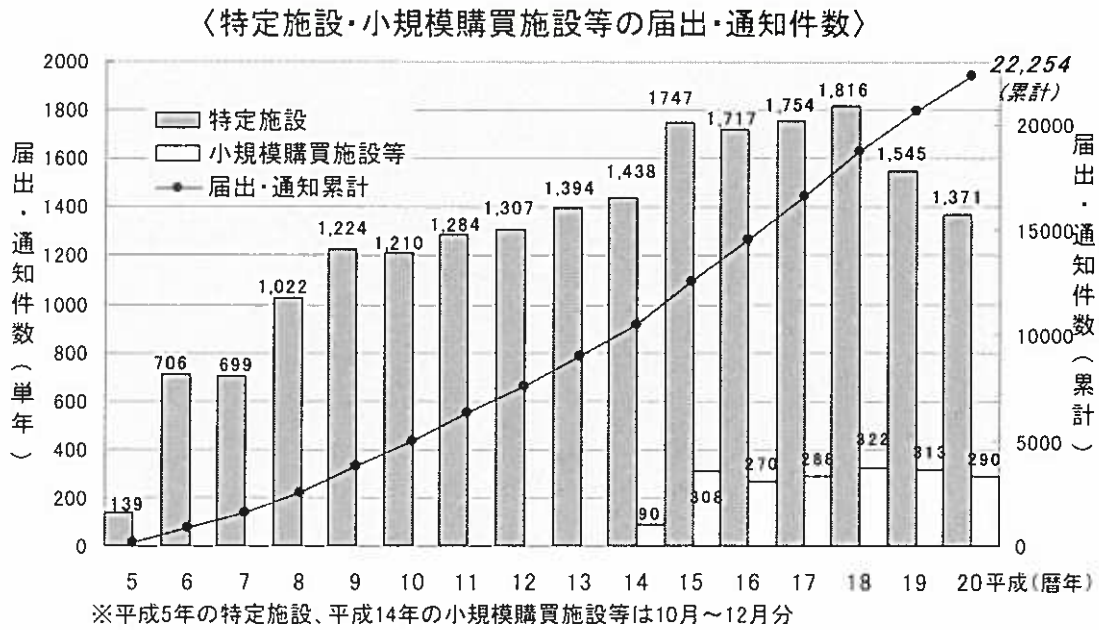
■ 条例の施行経過



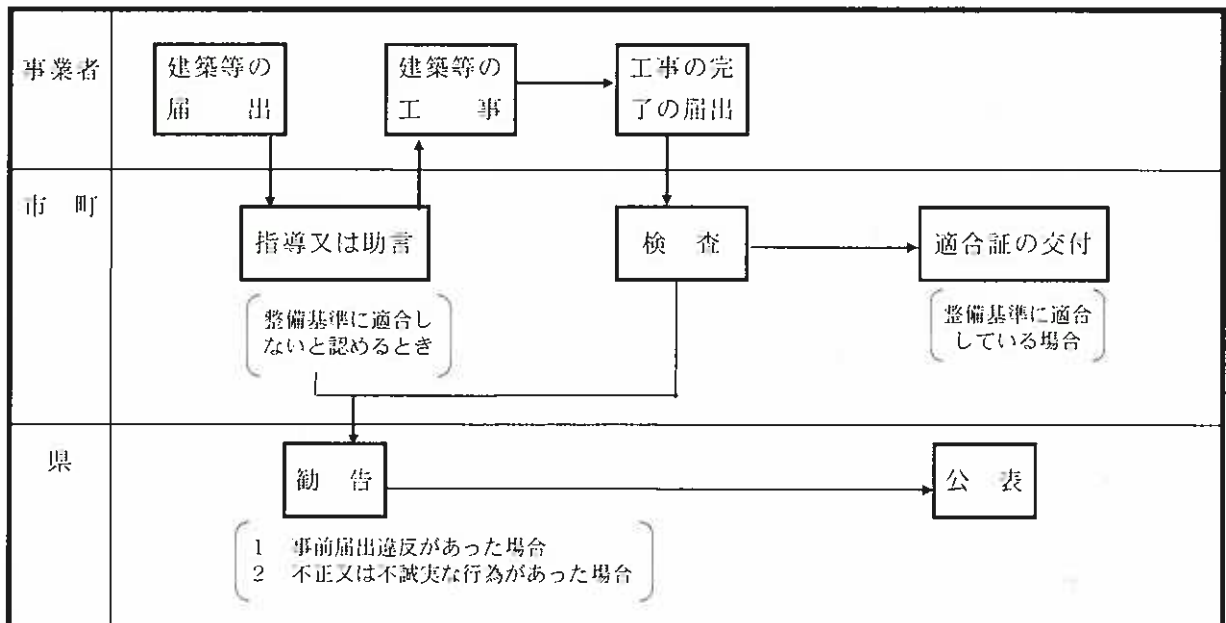
1-2 福祉のまちづくり条例の整備対象施設



1-3 特定施設・小規模購買施設等の届出・通知件数の推移

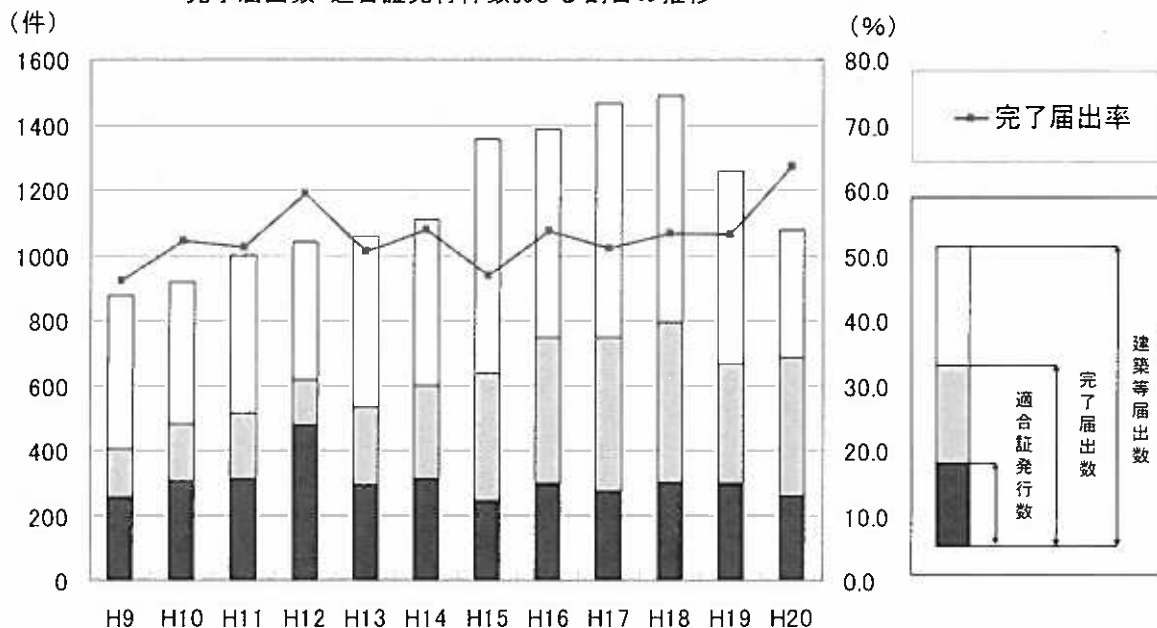


1-4 特定施設の建築等の手続きフロー



1-5 完了届出率及び適合証発行率（特定施設）

完了届出数・適合証発行件数および割合の推移



年	建築等 届出件数 (A)	完了届出数 (B)	適合証 発行件数 (C)	完了届出率 (B) ÷ (A)	(参考) 適合証発行率 (C) ÷ (A)
平成 9年	885	404	249	45.6 %	28.1%
平成10年	930	481	306	51.7 %	32.9%
平成11年	1,008	513	313	50.9 %	31.1%
平成12年	1,051	619	381	58.9 %	36.3%
平成13年	1,075	533	295	49.6 %	27.4%
平成14年	1,126	598	313	53.1 %	27.8%
平成15年	1,374	625	243	45.5 %	17.7%
平成16年	1,405	752	300	53.5 %	21.4%
平成17年	1,475	753	277	51.0 %	18.8%
平成18年	1,512	810	304	53.6 %	20.1%
平成19年	1,277	694	297	54.3 %	23.3%
平成20年	1,109	712	261	64.2 %	23.5%
合計	14,227	7,494	3,539	52.7 %	24.9%

1-6 福祉のまちづくり条例及び規則の改正経緯

1 平成7年改正【規則】

高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）が施行されたことに伴い、特定施設整備基準のうちハートビル法で定める基礎的基準を下回る部分について基準を上げた。

- (1) 公益的施設に用途面積 300 平方メートル以上のサービス業を営む店舗及びすべての公衆便所を追加
- (2) 廊下等の有効幅員を 120 センチメートルに引上げ
- (3) エレベーター及び車いすで利用できる便所を設置しなければならない施設に、老人福祉施設、医療施設等に加えて官公庁施設、物品販売業、飲食店等を追加
- (4) 車いすで利用できる駐車場の設置を設置しなければならない施設に、駐車台数が 30 台以上のものに加えて、用途面積 2,000 平方メートル以上のものを追加
- (5) 視覚障害者誘導用ブロック設置を要する箇所を拡大するとともに、音声による視覚障害者誘導用装置の設置基準を新設

2 平成8年改正【条例・規則】

阪神淡路大震災を契機に、高齢者や障害者を含むすべての県民が、安心して快適に生活できる福祉のまちづくりの重要性が改めて認識されたことから、高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に係る規定及び住宅整備基準の規定を追加した。

- (1) 高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に係る規定の追加
 - ア 県民の責務に相互に協力して標記のことに努める旨を規定
 - イ 事業者の責務に県民と協力して標記のことに努める旨を規定
 - ウ 福祉のまちづくりの総合的推進として、県及び市町が地域社会における県民相互の交流及び連帯の促進並びに高齢者等の健康及び福祉の増進に関する拠点の体系的な整備を通じて、福祉のまちづくりを推進するよう努める旨を規定
- (2) 住宅整備基準に係る規定の追加
 - ア 住宅の整備については、安全かつ快適に利用できるようにする整備努力義務を定めていたが、新たに住宅整備基準を設け、これに適合するようにする整備努力義務に変更
 - イ 共同住宅の届出規定を新設
- (3) 用途面積 100 平方メートル以上 300 平方メートル未満の病院、物品販売店等及び 100 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のホテル、旅館を特定施設に追加
- (4) 鉄道の駅等のエレベーター設置努力義務を設置義務に強化

3 平成14年改正【条例・規則】

高齢者・障害者等の社会参加の増加を背景とした、バリアフリー化に対する県民意識の高まりや技術開発の進展及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）の制定を受け、100平方メートル未満の小規模施設に係る規定を新設し、公共交通機関等に係る規定を見直した。

- (1) これまで条例対象外とされていた100平方メートル未満の小規模購買施設等の届出、指導・助言等の規定を新設
- (2) 特定施設整備基準を遵守しなければならない場合に、用途の変更をしようとする場合を追加
- (3) 用途面積100平方メートル未満の医療施設、用途面積100平方メートル以上の施設所及びすべての自動車教習所を特定施設に追加
- (4) 戸数21戸以上50戸以下の共同住宅を特定施設に追加
- (5) エレベーター設置対象に学校及び3階以上の共同住宅を追加、おむつ交換台、集団補聴設備、案内標識、授乳室等の基準の追加
- (6) 交通バリアフリー法の施行に伴い、公共の交通機関に車いすで利用できる便房を設置しなければならない義務を1日あたりの平均乗降客数が5000人以上のものから、全てのものに拡大

4 平成17年改正【規則】

ユニバーサル社会の実現にむけて、高齢者及び障害者を含むすべての県民が自由に移動し、活動できる福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、特に高齢者・障害者等から要望が多い点について整備基準を見直した。

- (1) 高齢者等が自動回転扉を設置する施設を安全に使用できるよう、自動回転扉に関する基準を追加
- (2) オストメイトの不安のない外出を支援するため、オストメイトが利用できる便房に関する基準を追加

5 平成20年改正【規則】

高齢者及び障害者が参加して行った福祉のまちづくりの実施状況に係る検証事業において、参加者から出された意見をふまえ、高齢者、障害者その他心身機能の低下した者が、施設をより安全かつ快適に利用することができるよう、車いすで利用できる便房や駐車区画等の表示方法を明確化した。

2 ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の概要

《ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針（平成17年4月策定）》

兵庫県では、県民一人ひとりの置かれた環境や、暮らす地域、活動する組織によって具体的にイメージされるものは異なるが、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを実感することができる社会の実現を目指しています。

背景

《推進に向けた環境の変化》

- ① 情報通信技術の急速な普及
- ② 「共に生きる」理念の重視
- ③ 国での取り組みの進展
(参議院「ユニバーサル社会形成促進決議」)

《地域社会の課題への対応》

- ① 高齢者や女性の社会参加支援
- ② 障害のある人の自立と社会参加の支援
- ③ 国際化、多文化共生の推進

《兵庫で進める意義》

- ① 全国に先駆けて取り組んできた「福祉のまちづくり」の新たな展開
- ② 阪神・淡路大震災の教訓と「支え合う」文化の継承

めざすべき社会像

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支えあうなかで、**安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して、元気に活動できる社会**

もの

モノ・サービス

〔基本目標2〕

だれもが、容易にモノを利用し、質の高いサービスを共有する社会

〔取り組みの基本方向〕

- (1) だれもが使いやすいものづくりを進める
- (2) さまざまなニーズに応え質の高いサービスを行う

情報

〔基本目標3〕

だれもが、多様な方法で、理解しやすい情報を手に入れ、交換できる社会

〔取り組みの基本方向〕

- (1) 情報をわかりやすく確実に伝える
- (2) 多様な方法で意見や情報を交換する

ひと

〔基本目標1〕

だれもが、互いの人格と個性を尊重し、支え合う社会

〔取り組みの基本方向〕

- (1) 「一人ひとりを大切にし、支え合う」意識を高める
- (2) 学校教育や生涯学習の場で学ぶ
- (3) 「ユニバーサル社会づくり」の担い手を増やす

まち

〔基本目標4〕

だれもが、安心して住まい、自宅から街なかまで安全・快適に移動し、活動できる社会

〔取り組みの基本方向〕

- I 自立し安心して暮らせる住まいをつくる
- II 安全・便利に移動できるまちをつくる
- III 安全・快適に活動できるまちをつくる

参加

〔基本目標5〕

だれもが、持てる力を発揮して働くなど、主体的に参加、参画できる社会

〔取り組みの基本方向〕

- (1) だれもが能力を発揮して働く機会をつくる
- (2) だれもが参加・参画できる地域をつくる

3 高齢化の状況

図1 兵庫県における高齢化の推移と将来予測の推移

出典：県ビジョン担当課長予測人口（H20.5）
ただし、平成20年は県情報事務センター調べ（H20.2.1）

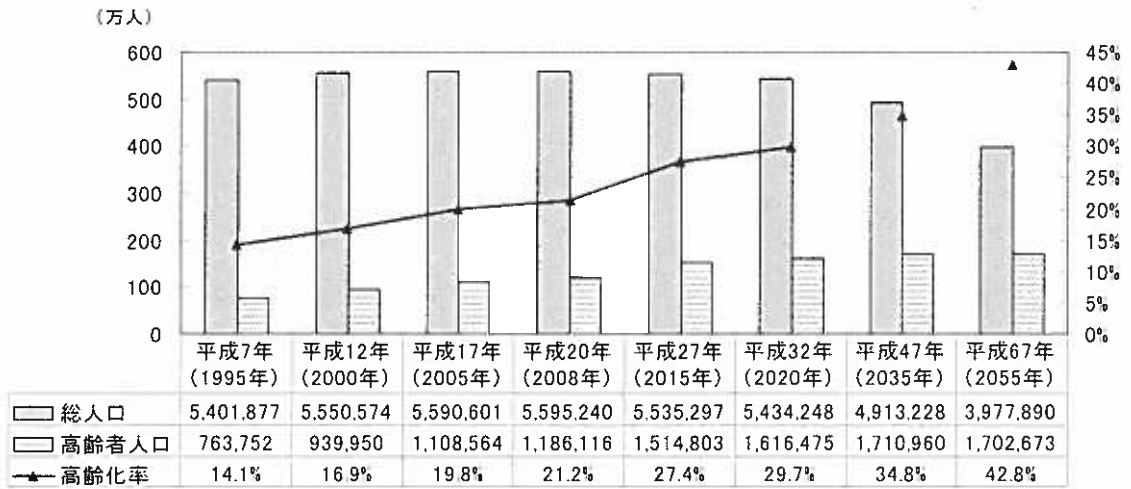


図2 高齢化率(65歳以上人口の比率)の推移 出典：ひょうご長寿社会プラン（H19.3）

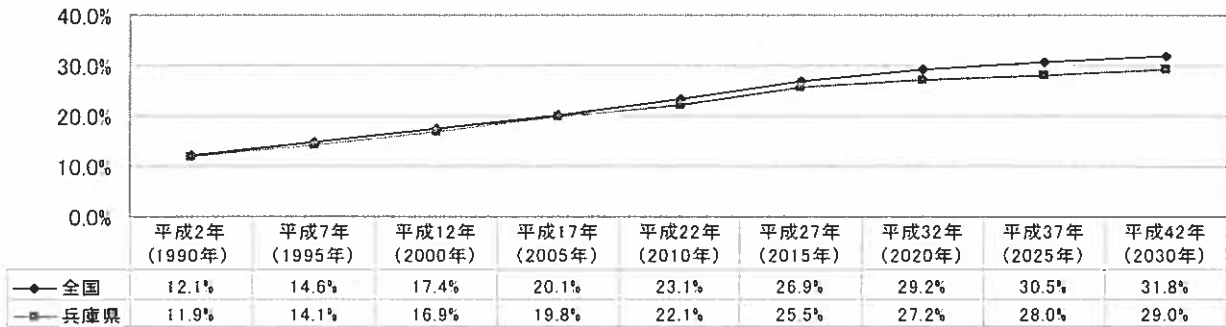
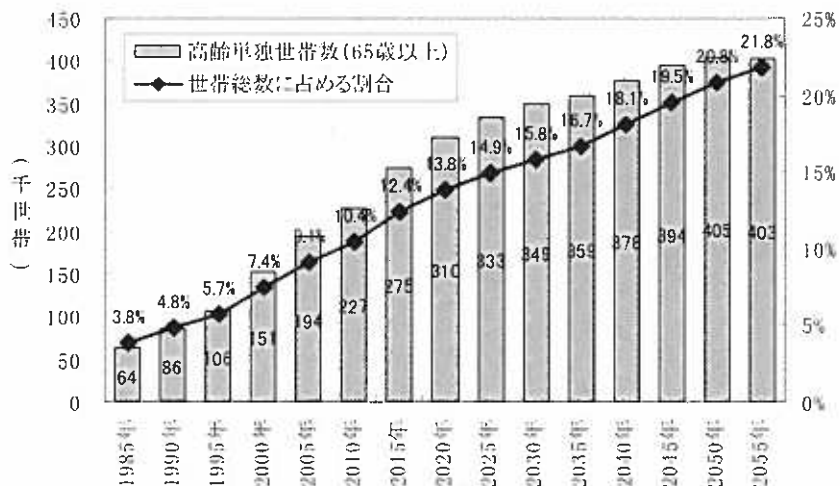
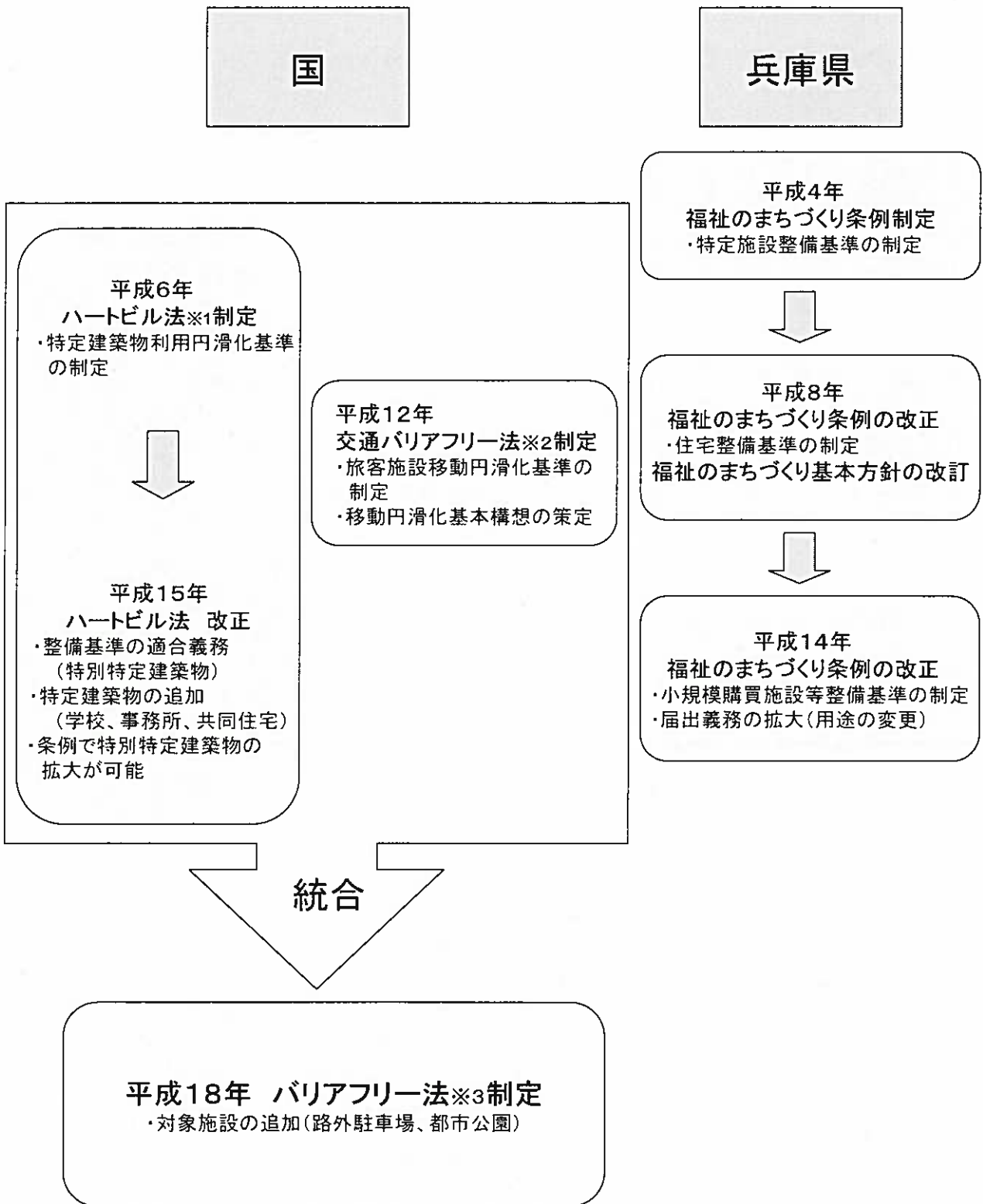


図3 高齢者(65歳以上)単独世帯数の推移 出典：兵庫県将来推計人口について（H20.11）



4 福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の制定・改正経緯



※1 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
※2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
※3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

5 バリアフリー法委任条例について

5-1 バリアフリー法委任条例とは

□ バリアフリー法委任条例について

【高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律第14条第3項】

地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

すなわち、地方公共団体は、条例でバリアフリー法に基づく委任規定を定めること(委任条例化)により、以下の3点ができる。バリアフリー法の内容を強化・拡充)

- ① 適合義務対象となる建築物の用途の追加(特定建築物から特別特定建築物へ)
- ② 適合義務対象規模の引き下げ
- ③ 整備基準の付加

① 適合義務対象となる建築物の用途の追加(特定建築物から特別特定建築物へ)

・特定建築物とは

学校、病院、劇場、老人ホーム等、多数の者が利用するもので、施行令第4条で定めている建築物。

・特別特定建築物とは

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、施行令第5条定めている建築物。

学校(特別支援学校除く)や事務所、共同住宅など、特別特定建築物に含まれない特定建築物を、条例で定めることにより、特別特定建築物(適合義務の対象)に加えることができる。

② 適合義務対象規模の引き下げ

バリアフリー法では適合義務の対象となる施設の規模を、「2,000 m²以上」と定めている(公衆便所は50 m²以上)。これを、条例で定めることにより、任意の規模に引き下げることができる。0 m²以上を対象とすることも可能)

③整備基準の付加

法で定める整備基準に、条例で定めることにより、独自の整備基準を付加することができる。

例1：既存の「エレベーター」の基準に、「かご内に戸の開閉を確認するための鏡を設置すること」などの基準を付加。

例2：「出入口」という項目を作り、これに関する基準を付加。

特定建築物

一	学校
二	病院又は診療所
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四	集会場又は公会堂
五	展示場
六	卸売市場又は百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
七	ホテル又は旅館
八	事務所
九	共同住宅、寄宿舎又は下宿
十	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十一	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十二	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
十三	博物館、美術館又は図書館
十四	公衆浴場
十五	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十六	理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十七	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
十八	工場
十九	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
二十	自動車の停留又は駐車のための施設
二十一	公衆便所
二十二	公共用歩廊

特別特定建築物

一	特別支援学校
二	病院又は診療所
三	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四	集会場又は公会堂
五	展示場
六	百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗
七	ホテル又は旅館
八	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
九	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
十	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十一	体育館(一般公共の用に供するものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供するものに限る。)、ボウリング場又は遊技場
十二	博物館、美術館又は図書館
十三	公衆浴場
十四	飲食店
十五	理髪店又はクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十六	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供するものに限る。)
十八	公衆便所
十九	公共用歩廊

□ 委任状例化による取り扱いの変更点

委任条例化に伴い、以下の点で取り扱いが変更する。

- ① 違反是正命令は特定行政庁が行い、違反に対して罰則が適用される。
- ② 建築基準関係規定となる。
 - ・ 建築確認の審査、確認前の建築制限がある。
 - ・ 建築確認の検査、検査前の使用制限がある。

5-2 全国の委任条例化の状況

□ 全国における委任条例化状況

- ・ 全国47都道府県中、11都府県が委任条例化済み。
- ・ 東京都、埼玉県は福祉のまちづくり条例とは別に委任条例を設けている。
- ・ その他の府県は福祉のまちづくり条例の中に委任条例部分を組み込んだ一体型条例。

委任条例化した年	都府県名
H18	東京都・京都府・熊本県
H19	徳島県・石川県・岩手県
H20	山形県・鳥取県・埼玉県
H21	大阪府・神奈川県（東京都*）

* 東京都はH21に福祉のまちづくり条例を改正し、委任条例との関係を整理した。

□ 整備基準の付加

- ・ 整備基準をほとんど付加していない県と、細かく付加している県に分かれる。
 - ほとんど付加していない（0カ所又は1カ所）：5県（岩手・山形・徳島・熊本・石川）
 - 細かく付加している：6県（東京・神奈川・大阪・京都・埼玉・鳥取）
- ・ 基準付加を行っている多くの都府県で、移動等円滑化経路の基準について強化。

【整備基準の付加状況】

	東京	埼玉	鳥取	大阪	神奈川	京都	石川	岩手	山形	徳島	熊本
廊下等			○	○	○						
階段	○	○	○	○	○	○					
傾斜路			○	○							
便所	○	○		○		○					
客室			○	○							
敷地内通路				○							
浴室等	○		○	○		○					
駐車場	○					○					
案内設備				○							
案内設備までの経路				○							
出入口							○				
出入口経路						○					
エスカレーター				○							
共同住宅	○		○		○	○					
共同住宅経路				○							
公益事業事務所			○								
廊下等	○	○	○	○	○	○					
傾斜路	○		○	○	○	○					
敷地内通路	○		○	○	○	○					
出入口	○		○	○	○	○					
エレベーター	○		○	○	○	○					
特殊昇降機	○		○	○	○	○					

□ 適合義務対象建築物の用途の追加

- ・ 全ての条例で「学校」を対象建築物に追加。
- ・ 細かく整備基準を付加している6県の多くは、共同住宅、保育所を追加し、体育館・水泳場について「一般公共の用に供するものに限る。」、老人ホーム等について「主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。」と限定されているものを、全て対象（限定なし）にしている。

□ 適合義務対象建築物の規模の引き下げ

- ・ 対象規模の引き下げは、法基準のまま（2,000 m²以上）又は1,000 m²以上程度にとどめる県と、細かく引き下げたり、0 m²以上から対象にする県に分かれている。
- ・ 整備基準をほとんど付加していない県は、対象規模の引き下げも、法基準のまま又は1,000 m²以上程度である。
- ・ 同一の対象建築物の分類でも、施設に応じて対象規模を変えている条例もある。
 - 例：百貨店 500 m²、コンビニ 150 m²、その他物品販売業を営む店舗 200 m²
- ・ 一部基準についてのみ対象規模を変えている条例もある。
 - 例：エレベーターの設置は500 m²以上

【用途の追加及び規模の引き下げ状況】

	東京	埼玉	鳥取	大阪	神奈川	京都	石川	岩手	山形	徳島	熊本	
条 例 で 追 加 す る 施 設	学校	全て	全て	100㎡ (500㎡)	全て	500㎡	○	○	○	○	1,000㎡	○
	共同住宅 寄宿舎等	○	○	100㎡ (1,000㎡)	○ 50戸	500㎡	○					
	保育所	全て	全て	100㎡	全て	500㎡	○					
	体育館等	1,000㎡	500㎡	100㎡ (1,000㎡)	1,000㎡							
	キャバレー等		500㎡									
	料理店	1,000㎡	500㎡									
	老人ホーム等に類するもの	全て		100㎡	○	500㎡	○					
	事務所						○					
	自動車教習所			100㎡ (1,000㎡)	1,000㎡		○					
	学習塾				1,000㎡		○					
	華道教室等				1,000㎡							
自動車修理工場				200㎡								
バ リ ア フ リ ー 法 で 規 定 す る 施 設	特別支援学校	全て	全て	100㎡ (500㎡)	全て	500㎡			○	1,000㎡	1,000㎡	1,000㎡
	病院又は診療所	全て (500㎡)	全て (200㎡)	100㎡	全て			1,000㎡				
	劇場、観覧場、映画館 又は演芸場	1,000㎡	全て (500㎡)	100㎡ (1,000㎡)	500㎡	1,000㎡			○	○	○	○
	集会場又は公会堂	全て (1,000㎡)	全て	100㎡ (500㎡)	全て	500㎡			○	○	○	○
	展示場	1,000㎡	200㎡	100㎡ (1,000㎡)	500㎡	1,000㎡			○	○	○	○
	百貨店、マーケットそ の他物品販売業を営 む店舗	500㎡	150㎡ (200㎡) (500㎡)	100㎡	200㎡	500㎡	1,000㎡		○	○	○	○
	ホテル又は旅館	1,000㎡	200㎡	100㎡ (1,000㎡)	1,000㎡	1,000㎡			○	○	○	○
	保健所、税務署その 他不特定かつ多数の 者が利用する官公署	全て	全て	100㎡ (1,000㎡)	全て				○			
	老人ホーム、福祉ホームそ の他これらに類するもの (主として高齢者、障害者等 が利用するものに限る)	全て	全て	100㎡ (○)	全て	500㎡			1,000㎡	1,000㎡		
	老人福祉センター、児童厚 生施設、身体障害者福祉セ ンターその他これらに類す るもの	全て	全て	100㎡ (○)	全て			1,000㎡			1,000㎡	1,000㎡
	体育館(*)、水泳場 (*)、ボウリング場又 は遊技場	1,000㎡	500㎡	100㎡ (1,000㎡) (○)	1,000㎡	1,000㎡	○		○	○		
	博物館、美術館又は 図書館	全て	全て	100㎡ (500㎡)	全て				○	○		
	公衆浴場	1,000㎡	200㎡	100㎡ (500㎡)	1,000㎡				○	○	○	○
	飲食店	500㎡	200㎡	100㎡ (200 ㎡)	200㎡				○	○	○	○
	理髪店又はクリーニング取 次店、質屋、貸衣装屋、銀 行その他これらに類する サービス業を営む店舗	500㎡	全て (200㎡)	100㎡ (200㎡) (500㎡) (○)	200㎡	500㎡	1,000㎡		○	○	○	○
	車両の停車場又は船舶・航 空機の発着場を構成する建 築物で旅客の乗降又は待 合いの用に供するもの	全て	○	100㎡ (○)	全て				○	○	○	○
	自動車の停留又は駐 車のための施設(*)	500㎡	500㎡	100㎡ (1,000㎡)	500㎡	○	○		○	○	○	○
公衆便所	全て	○	50㎡	全て	○	○		○	○	○	○	
公共用歩廊	○	○	100㎡ (1,000㎡)	○	○	○		○	○	○	○	

(○はバリアフリー法の規定通り、規模の引き下げなし)

* 一般公共の用に供されるものに限る

()内は用途や基準などの条件によって適用される規模

5-3 委任条例の例 (大阪府・神奈川県・東京都)

大阪府

□「大阪府福祉のまちづくり条例」(H21年10月1日施行)

【改正理由、目的】

- ・バリアフリー法、建築基準施行条例、福祉のまちづくり条例の関係整理。
- ・バリアフリー法と条例の重複審査の省略。

【改正内容】

- ・条例内に法委任規定を新設。
- ・整備基準は全て委任条例部分に設けて、府独自の整備基準は廃止。
- ・重複審査を省略している。(事前協議(届出)を廃止し、審査は建築確認の中で行う。バリアフリー法に追加しなかった極一部の小規模建築物のみ、事前協議(届出)を行う。)
- ・ほぼ従前の条例の整備基準・対象施設・対象規模が、努力義務から適合義務へ変更。(EV設置の対象規模(2,000㎡→500㎡)など、厳しくなった基準もある。)

神奈川県

□「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」(旧「神奈川県福祉のまちづくり条例」)

(H21年10月1日施行)

【改正理由、目的】

- ・条例遵守率が低下しているため、適合義務化することで、県下の建築物のバリアフリー化を推進。

【改正内容】

- ・条例内に法委任規定を新設。
- ・条例とバリアフリー法(委任条例を含む)の重複審査を行う。
- ・独自条例の整備基準の表現を、バリアフリー法の表現に合わせている。バリアフリー法に付加した基準及び追加した建築物は、条例で定める基準・建築物のうち、特に重要な一部の基準・建築物のみとしている。従前の条例より強化した所はない。

東京都

□「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」(建築物バリアフリー条例)

(H18年12月20日施行)

【改正理由、目的】

- ・元々、ハートビル法に基づく委任条例(ハートビル条例)があったため、ハートビル法からバリアフリー新法へ移行するに伴い、条例も移行。

【改正内容】

- ・根拠条文と語句の修正等が主な改正。基準等、内容に大きな変更はなし。
- ・旧条例（ハートビル条例）と同じく、バリアフリー法の強化・拡充する内容のみを述べた条例となっている。

□「東京都福祉のまちづくり条例」（H21年10月1日施行（*委任条例ではない））

【改正理由、目的】

- ・バリアフリー法、建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例の関係整理。
- ・バリアフリー法、建築物バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例の重複審査の省略。

【改正内容】

- ・適用する整備基準を主要な建築物とその他地域に身近な小規模建築物（500㎡未満の物販飲食店等）で2つに分ける。
- ・特定施設に適用する整備基準は遵守義務であり、届出を要する。この整備基準はバリアフリー法と建築物バリアフリー条例を合わせたものであり、従来の基準よりも水準は低くなっている。バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例と重複する対象建築物は、審査を省略している。
- ・上記以外の一般都市施設に適用する整備基準は努力義務であり、届出も必要なし。バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例よりも水準は高くなっている（従前の条例の基準に、条例よりもバリアフリー法及び建築物バリアフリー条例の方が上回っていた基準を加えたものになっている。）特定施設、その他一般都市施設の別にかかわらず、適合証交付にはこちらの基準を満たす必要がある。

委任条例化の特徴

都府県名	大阪府	神奈川県	東京都
条例名称	大阪府福祉のまちづくり条例 (※委任条例と独自条例の一体条例)	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例(※同左)	建築物バリアフリー条例 (※委任条例)
特徴	①従前条例のほぼ全ての基準をバリアフリー法に付加して、大半の建築物は条例の届出を不要とし、建築確認により適合義務化 ②条例は、極めて小規模な建築物(200㎡未満の物販飲食店等)に限定して届出(努力義務)	①極一部基準をバリアフリー法に付加して、主要建築物は建築確認により適合義務化 ②バリアフリー法と条例の二重の届出審査	①一部基準をバリアフリー法に付加して、主要建築物は条例の届出審査を不要とし、建築確認により適合義務化 ②条例は、地域に身近な小規模建築物(500㎡未満の物販飲食店等)に限って届出審査(遵守義務) ③条例で別途、誘導基準を設定し(旧条例の水準)、申請により適合証を交付
改正前名称	改正後と同じ	神奈川県福祉のまちづくり条例	ハートビル条例
改正時期	H21.10.1施行	H21.10.1施行	H18.12.20施行 H21.10.1施行
改正内容	旧条例の基準及び対象建築物のほとんどを、バリアフリー法に上乗せした。	条例は独自に機能させる一方、条例で定める基準及び対象建築物の一部をバリアフリー法に上乗せした。	整備基準を2つに分けた。 【遵守義務】従前より水準を下げ、バリアフリー法及び建築物バリアフリー条例に合わせた基準 【努力義務】誘導基準的性格を持ち、上記よりも高い水準の基準
対象建築物の追加	学校、共同住宅、学習塾等を追加	学校、共同住宅等を追加	学校、共同住宅等を追加
対象規模の引下げ	老人ホーム、病院:全て 物販飲食店 :200㎡以上 ホテル、旅館 :1,000㎡以上	老人ホーム、病院:500㎡以上 物販飲食店 :500㎡以上 ホテル、旅館 :1,000㎡以上	老人ホーム、病院:全て 物販飲食店 :500㎡以上 ホテル、旅館 :1,000㎡以上
付加基準	旧条例で定める基準のほぼ全てを付加	条例で定める基準の極一部を付加	旧東京都福祉のまちづくり条例で定める基準の一部を付加
義務種別	努力義務	遵守義務	遵守義務 努力義務
整備基準	無	大半の基準を独自に設定	法・委任条例の基準と同じ 高水準な、誘導基準を設定
条例の審査対象建築物	バリアフリー法に追加しなかった極一部の小規模建築物	バリアフリー法に追加した建築物もふくみ、条例の対象となる全ての建築物	委任条例で追加しなかった極一部の小規模建築物 全て
計画の届出の有無	有	有	有
工事完了の届出の有無	無	有	無
適合証の有無	無	有	無
			任意申請
			申請者に交付

6 福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の相違点

6-1 建築物バリアフリー化整備基準に関する相違点

	福祉のまちづくり条例 (特定施設整備基準)	バリアフリー法 (建築物移動等円滑化基準)
対象施設	【条例で対象としているが法で対象外となっているもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・学校（特別支援学校を除く） ・保育所 ・スキー場、スケート場、スポーツ練習場 ・自動車教習所 ・施術所 ・地下街 ・共同住宅、寄宿舍 ・事務所、工場 ・鉄道の駅 	【法で対象としているが条例で対象外となっているもの】 <ul style="list-style-type: none"> ・老人ホーム、福祉ホームに類するもの ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターに類するもの ・公共用歩廊
対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉、医療、官公庁、教育文化施設等・・・全て ・購買施設、ホテル・旅館等・・・100㎡以上 	2,000㎡以上
基準のレベル	概ね法よりきつい	概ね条例より緩い 【条例にない基準】 移動等円滑化経路・・・道、車いす使用者用便所及び車いす使用者用駐車場から利用居室までのバリアフリー経路の確保
罰則規定	無（勧告、公表のみ）	有
建築確認との連動	無	有（建築確認で審査）
検査前の使用制限	無	有
届出先・審査	市町	建築主事（特定行政庁）又は確認検査機関
増築等の扱い	既存部分を含めた全体面積が対象規模以上となる場合に、増築部分に対して基準適用	増築部分が2,000㎡以上となる場合に、増築部分等に対して基準適用
基準の適用除外	整備困難と知事が認める場合は適用除外	適用除外となる基準を具体的に規定
誘導基準	無	有

福祉のまちづくり条例
対象施設

特定施設

- ・老人ホーム等
 - ・病院、診療所
 - ・学校、図書館、体育館
 - ・金融機関の営業所
 - ・公会堂、集会場
 - …等々
 - ・物品販売業を営む店舗
 - ・ホテル、旅館
 - ・サービス業を営む店舗
 - …等々
- } 全て
- } 100 m²以上

特定施設
整備基準



遵守義務

届出を市町が審査

小規模購買施設等

- ・物品販売業を営む店舗
- ・ホテル、旅館
- ・サービス業を営む店舗
- …等々

小規模購買施設等整備基準



努力義務

届出を市町が審査

バリアフリー法
対象施設

特別特定建築物(2,000 m²以上)

- ・老人ホーム等
- ・病院又は診療所
- ・特別支援学校、図書館、体育館
- ・集会場
- ・物品販売業を営む店舗
- ・旅館又はホテル
- ・飲食店
- ・サービス業を営む店舗
- …等々

建築物移動等
円滑化基準



適合義務

建築確認申請で審査

特別特定建築物(2,000 m²未満)

- ・上記施設で2,000 m²未満のもの

特定建築物(特別特定建築物除く)

- ・学校
- ・共同住宅、寄宿舍又は下宿

建築物移動等
円滑化基準

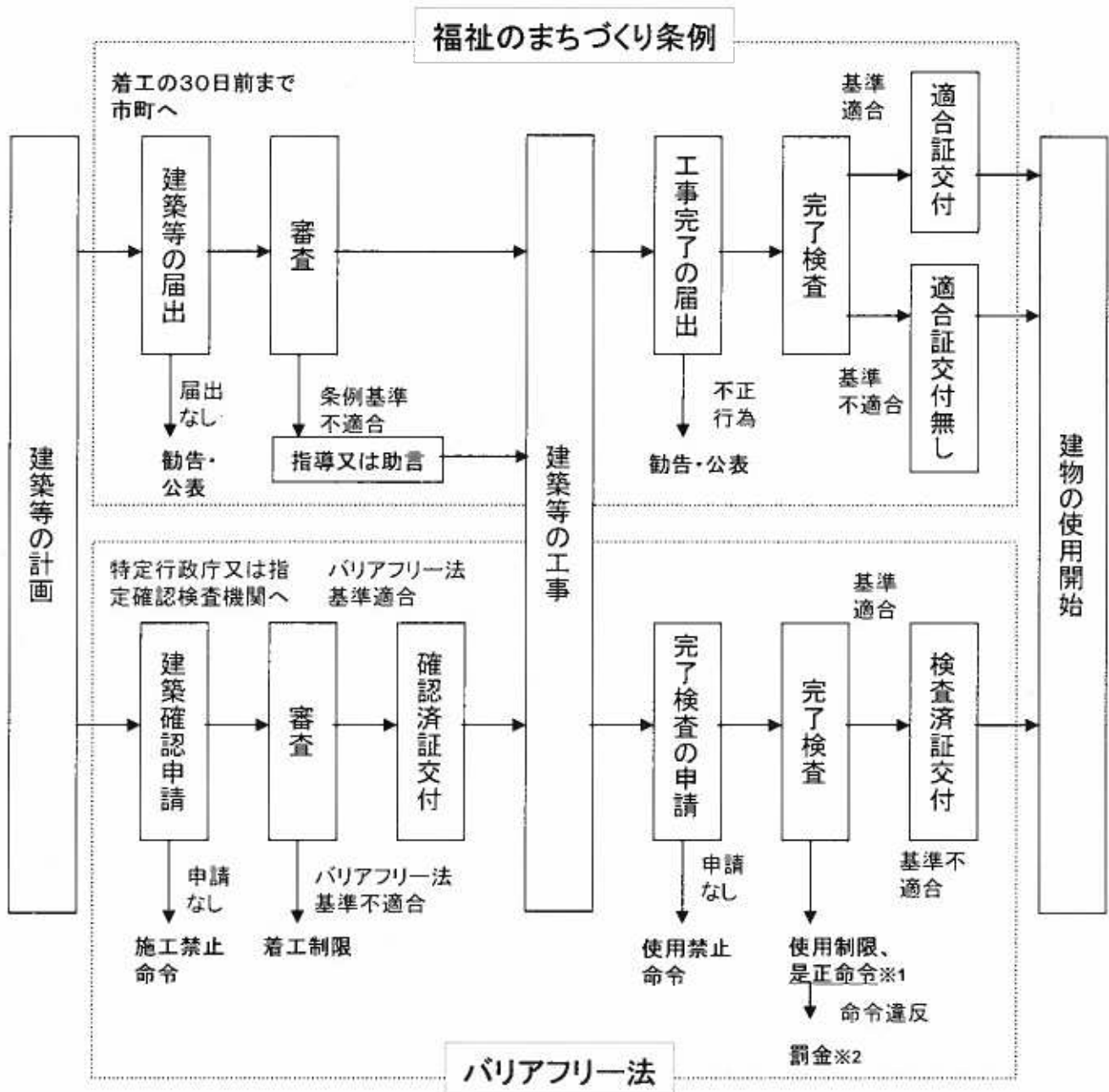


努力義務

審査なし

6-2 建築等の届出・審査の流れ

バリアフリー法特別特定施設(2,000㎡以上)の場合



※1 バリアフリー法第15条
※2 バリアフリー法第59条

7 全国都道府県の福祉のまちづくり条例

都道府県	条例	義務種別			適合証の交付	届出／事前協議	指導・助言	工事完了の届出	完了検査	立入調査	勧告／指示	公表
		努力義務	遵守義務	適合義務								
北海道	北海道福祉のまちづくり条例	○			○	○	○				○	
青森県	青森県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○			○	○	○
岩手県	ひとにやさしいまちづくり条例	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例		○		○	○	○	○	○	○	○	
秋田県	秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例		○		○	○	○	○	○		○	○
山形県	山形県みんなにやさしいまちづくり条例	○		○	○	○	○			○	○	○
福島県	人にやさしいまちづくり条例	○			○	○	○			○	○	○
茨城県	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例	○				○	○			○	○	○
栃木県	栃木県ひとにやさしいまちづくり条例		○		○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	群馬県人にやさしい福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	埼玉県福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○	○		○	○	○
千葉県	千葉県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○		○	○	○
東京都	東京都福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○			○	○	○
神奈川県	神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	新潟県福祉のまちづくり条例		○		○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	富山県民福祉条例		○		○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例	○	○	○	○	○	○			○	○	○
福井県	福井県福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	山梨県障害者幸住条例	○				○	○	○	○	○	○	○
長野県	長野県福祉のまちづくり条例		○		○	○	○			○	○	○
岐阜県	岐阜県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	静岡県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○			○	○	○
愛知県	人にやさしい街づくりの推進に関する条例		○		○	○	○				○	
三重県	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例		○		○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例		○		○	○	○			○	○	○
京都府	京都府福祉のまちづくり条例	○	○	○	○					○	○	○
大阪府	大阪府福祉のまちづくり条例	○		○	○					○	○	○
兵庫県	福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○	○	○		○	○
奈良県	奈良県住みよい福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○		○	○	○
和歌山県	和歌山県福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○	○	○		○	○
鳥取県	鳥取県福祉のまちづくり条例			○	○							
島根県	島根県ひとにやさしいまちづくり条例	○			○	○	○				○	○
岡山県	岡山県福祉のまちづくり条例	○				○	○			○	○	○
広島県	広島県福祉のまちづくり条例	○				○	○	○	○	○	○	○
山口県	山口県福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	香川県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○		○	○	○
愛媛県	愛媛県人にやさしいまちづくり条例	○			○	○	○			○	○	○
高知県	高知県ひとにやさしいまちづくり条例		○		○	○	○			○	○	○
福岡県	福岡県福祉のまちづくり条例	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	佐賀県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○		○	○	○
長崎県	長崎県福祉のまちづくり条例		○		○	○	○	○			○	○
熊本県	熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例	○		○		○	○	○		○	○	○
大分県	大分県福祉のまちづくり条例	○	○			○				○	○	
宮崎県	宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○		○	○	○
鹿児島県	鹿児島県福祉のまちづくり条例	○			○	○	○	○		○	○	○
沖縄県	沖縄県福祉のまちづくり条例		○		○	○	○	○		○	○	○

：バリアフリー法委任条例との一体条例

8 福祉のまちづくり条例 改正方針(案)

現状

- 県は、全国に先駆けて「福祉のまちづくり条例」を平成4年に制定し、建築物等のバリアフリー化を推進
- 以来、全ての都道府県で同様の条例が制定され、国においてもハートビル法(H6)、交通バリアフリー法(H12)、バリアフリー法(H18)と法整備が進展

課題

- さらに多くのバリアフリー化された建築物を増やし、バリアフリー化整備の底上げを図る必要がある
- 福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の届出や審査手続きの重複をなくし、また双方の基準の整合を図る必要がある
- バリアフリー法委任条例を制定して、条例整備基準を努力義務から適合義務に強化する自治体が増加(本県条例は努力義務のみ)

新たな展開

- バリアフリー法の制定(H18)、県民の参画と協働の推進に関する条例(H14)、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の策定(H17)等を踏まえ、福祉のまちづくり条例、同規則(整備基準)及び福祉のまちづくり基本方針を改正
 - 【条例改正等の視点】
 - ・社会環境の変化への対応(ユニバーサル社会づくり等の視点の導入)
 - ・整備基準遵守の実効性の向上(バリアフリー法に基づく委任条例化)
 - ・整備基準のレベルアップ(新たな対象施設、整備基準の追加、適用面積引き下げ)
 - ・手続き等の合理化・明確化(条例と法の関係整理、基準の明確化)
- 条例に「バリアフリー法に基づく委任条例」の規定を設け、障害者等の利用の多い又は不特定多数が利用する建築物のバリアフリー基準の適合を義務化する
 - ※ バリアフリー基準:「エレベーター、便所の構造」、「誘導ブロックの設置」「車いす利用者用駐車場の設置」など

バリアフリー基準適合の考え方(素案)

建築物種別	現条例	改正の方向
○全ての社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、公共交通施設等	努力義務 届出、指導、 勧告、公表	適合義務 建築確認、是正命令、 立入検査、罰金
○2000㎡以上(法対象面積)の購買施設、ホテル・旅館等		努力義務 届出、指導、 勧告、公表
○100㎡以上の購買施設、ホテル・旅館等 ○21戸以上の共同住宅の共用部分等	努力義務 届出、指導	努力義務 届出、指導
○100㎡未満の購買施設等		努力義務 届出、指導

- 福祉のまちづくり条例とバリアフリー法の届出・審査の合理化、整備基準の整合を図る

改正方針（案）

改正の目的	改正内容
<p>1 社会環境の変化への対応</p> <p>＜「ユニバーサル社会づくり」等の視点の導入＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例前文、総則（理念、条例対象者等）の改正 ■ 障害者等の参画システムの導入 ■ 福祉のまちづくり基本方針の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな施策、目標等の設定 ・ ユニバーサル社会推進地区制度を基本方針に位置づける
<p>2 整備基準遵守の実効性の向上</p> <p>＜バリアフリー法に基づく委任条例化＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認の審査対象になる ・ 建築確認前の着工制限がかかる ・ 完了検査前の使用制限がかかる ・ 違反に対して罰則が適用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ バリアフリー法の適合義務対象となる施設（特別特定建築物）に、委任条例により学校、共同住宅等を追加する ■ バリアフリー法の適合義務対象となる施設（特別特定建築物）の規模（2,000㎡以上）を、委任条例により引き下げる ■ バリアフリー法の移動等円滑化基準に、福祉のまちづくり条例の整備基準を付加する
<p>3 整備基準のレベルアップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象施設の追加（新たな形態の福祉施設等） ■ 必要な整備基準の見直し
<p>4 手続き等の合理化・明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ エレベーター、車いす使用者用トイレ、車いす使用者用駐車場の設置対象規模の引き下げ
<p>4-1 条例と法の関係整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例とバリアフリー法の届出・審査等の重複をなくす ■ 道路、公園、路外駐車場は、バリアフリー法の遵守で充分効力があるため、条例の届出・審査を省略する
<p>4-2 明確でわかりやすい整備基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例整備基準とバリアフリー法の移動等円滑化基準とで、同等水準のものや類似したものは、内容や表現を合わせる ■ 条例対象施設の区分を、バリアフリー法の区分（特別建築物）に合わせる

福祉のまちづくり条例及びまちづくり基本方針見直し作業スケジュール(案)

